

**令和元年度 農業農村整備事業の環境に係る情報協議会  
議事録要旨（専門委員からの意見・質問等）**

**○地区面積について【ほ場整備事業】**

（質問）本日の説明資料では事前配布資料より 3ha ほど地区面積が減となっていたが、地区外とした生態系保全池が原因か。

（回答）生態系保全池は元々地区外に位置しており、面積減の原因ではない。地区の外周をまだ精査中であり面積が増減していることが原因であるが、現時点では本日の説明資料の面積が最新情報である。

**○トミヨ属について【ほ場整備事業】**

（質問）トミヨ属が 2 地区で見つかっており、一方はトミヨ属淡水型、もう一方はトミヨ属雄物型となっているが、種の同定に誤りは無いか。

（回答）今回の 2 地区はそれぞれ別種が採補されており、正しく同定している。

**○隣接地との調整について【ため池等整備事業（ため池整備）】**

（助言）事業実施時に仮堀池を設置して生物を避難させるのは、考慮が行き届いた良い対策だと思う。但し、ため池に隣接するゴルフ場から芝生管理用の農薬が飛散し、仮堀池へ環境負荷を与えると想定される。仮堀池を有効に機能させるために、ゴルフ場側との情報交換を密にしてほしい。環境に配慮して事業実施していることを周知して相手方にも考慮いただくなど、良い結果となるよう努めてほしい。

**○ため池改修時の生物の避難について【ため池等整備事業（ため池整備）】**

（質問）事業実施時の生物避難場所に関して、①生物の移動方法、②移動時に生物に与えるダメージ、③移動作業の担当者、を教えてください。

（回答）①ため池落水時に堤体付近に集まる水生生物を捕獲して移動する。

②移動距離が短いことやバケツ等に入れて移動させること等から、ダメージは軽減出来るものと想定している。

③施工業者と地元関係者が協力して作業する予定としている。

**○隣接地からの環境負荷物質の流入について【ため池等整備事業（ため池整備）】**

（質問）ため池上流の牧場から環境負荷物質となる肥料分が流入することが懸念されるが、ため池の水質調査は実施しているのか。

（回答）水質調査は全地区で実施している訳ではないが、上流に環境負荷源があることが明らかで水質に対する影響が懸念される場合等には検討が必要と想定されることから、取り扱いについて再度検討したい。

**○配慮対策の選定について【ほ場整備】**

（質問）ミティゲーションの5原則のうち、配慮対策として回避を選定した理由は。

（回答）近隣のほ場整備実施済み地区において、人工的に創出した環境創造区域に生物が定着するまで、維持管理等で非常に苦労した経験がある。その経緯を踏まえて、本地区では保全池を現況のまま保全する方針とした。

**○環境相談員について【全事業共通】**

（質問）環境相談員や学識経験者からの助言に対する対応方針も資料に整理してほしい。また、環境相談員の活用状況を教えてほしい。地域環境検討委員会の充実を図るためにも、積極的に制度活用してはどうか。

（回答）資料の内容はご指摘頂いたとおり見直したい。環境相談員については、各地域の自然環境に精通する方を必要に応じて任命し助言を頂くこととしており、今後も積極的な制度活用に努める。

なお生物調査で希少種が採捕された場合、専門的知見からの助言を得るために専門家を相談員に任命する等の制度活用も行っている。

**○各地区の事業費について【全事業共通】**

（質問）全地区共通で地区別資料に事業費を記載してほしい。

（回答）来年度からは記載することとしたい。

**○生物調査の実施地点の選定について【ほ場整備事業】**

（質問）本地区の生物調査の実施地点はどのように選定しているのか。

（回答）本地区に関しては用水路最上流と排水路最下流で実施した。

（助言）用水系統か排水系統かによって生態系の評価も違ってくる。排水路は用水路よりも生物への負荷が小さいことから、生物の種類・量ともに豊富で環境保全に繋がる施設といえる。配慮対策の検討に際してそのような視点があっても良いと思う。

### ○ミクリ属について【かんがい排水事業】

(助言) ミクリ属は一部の種のみが県レッドデータブックに掲載されているが、掲載の有無に関わらず全国的には珍しい植物である。希少種か否かに拘らずに配慮方針を検討しても良いと思う。

### ○魚道の改修について【ため池等整備事業(頭首工改修)】

(質問) 魚道は改修対象には入っていないのか。

(回答) 今回の事業では魚道は既設利用として改修対象外としているが、既設護床の端部を補修して魚道へ魚が入りやすい構造にする計画としている。

(意見) 河川での施工時は、漁業関係者との調整に十分配慮頂きたい。

### ○総評

- ・計画変更となった理由についても、地区別資料に記載するようにしてほしい。
- ・本協議会の検討等を通して関係農家の方々の力添えが出来るよう、努めなければならぬと改めて感じた。
- ・生物の同定に当たっては、後々トラブルに繋がらないよう注意が必要。生物種を判別出来る生物と出来ない生物を区別して、資料に記載すること。県レッドデータブックに掲載されている生物が採補された場合は、専門家に同定を依頼するのが望ましいので、そのためにも写真の撮り方に注意して種の特徴を捉えて資料整理してほしい。
- ・本協議会も年数を重ねることで、配慮内容もかなり成熟してきたように感じる。資料作成や発表を通して切磋琢磨することにも協議会の意義があると思う。本日助言を受けた地区は配慮方針に反映をお願いしたい。本日の検討地区については、配慮方針は全地区認めることとする。事業の計画・実施にあたって、本協議会の検討結果を踏まえて環境に配慮頂き、優良事例として他地区の参考となるように努めて頂きたい。

－ 以 上 －